

◆ 資料編 ◆

資料編 1

平成20年4月1日以降の主な出来事

(平成20年度以降)

年月日	出来事	内容
平成 20. 3. 1 ～ 7.10	北海道洞爺湖サミット等の開催に伴う上陸審査強化期間及び上陸審査特別強化期間の設定	北海道洞爺湖サミット及びG8閣僚会合等開催に際して、各国首脳等の円滑な入出国手続及び厳格な審査により、テロリスト等の入国を阻止するため、3月1日から6月6日までの間を上陸審査強化期間に指定した。 さらに、6月7日から7月10日までの間、本省内に「北海道洞爺湖サミット対策本部オペレーションルーム」を開設し、また同期間を上陸審査特別強化月間に指定の上、対応した。
20. 4. 1	名古屋入国管理局警備監理官、企画管理部門、処遇部門及び執行部門の新設	名古屋入国管理局に警備監理官を新設するとともに、企画管理・処遇・執行部門を廃止し、企画管理部門、処遇部門及び執行部門を新設した。
20. 4.30 ～ 21. 3.13	台湾におけるプレクリアランス（事前確認）の実施	台湾桃園空港において、入国審査のための事前確認を実施した。
20. 4.30 ～ 21. 3.21	韓国におけるプレクリアランス（事前確認）の実施	韓国仁川空港において、入国審査のための事前確認を実施した。
5. 2	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」の公布（20.5.12施行）	H5N1型鳥インフルエンザに人が感染する事例が増加し、新型インフルエンザの発生が世界的に危惧されている状況から入管法を改正し、新型インフルエンザ感染症の患者を上陸拒否の事由に加えた。
5.23	「不法就労外国人対策等協議会」の開催	警察庁、法務省及び厚生労働省の3省庁の関係課長による「不法就労外国人対策等協議会」を開催し、不法就労外国人対策の現状と今後の施策等について協議した。
5.26	「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」の公示	日インドネシア経済連携協定の発効を受け、同協定の適用を受けるインドネシア人看護師等について、出入国管理上の取扱いに関する指針を策定した。

年 月 日	出 来 事	内 容
5.29 ～ 11.24	タイにリエゾン・オフィサー（連絡渉外官）を派遣	タイのバンコク国際空港において、渡航文書の鑑識及び航空会社職員等への助言等を行った。
6.1 ～ 6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン」の実施	不法就労の防止について、外国人や事業主、地方自治体、在日外国大使館等に理解と協力を呼び掛けた。
6.6	「不法就労外国人対策等協議会による経営者団体への説明会」の実施	警察庁、法務省及び厚生労働省の3省庁で構成する不法就労外国人対策等協議会は、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び全国商工会連合会に対し、同協議会の不法就労外国人問題への取組み状況を説明するとともに、不法就労防止に向けた協力を要請した。
7.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」及び「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	日インドネシア経済連携協定の発効を受け、同協定の適用を受ける看護師・介護福祉士候補者及び当該候補者等の我が国への入国・在留に係る所要の規定の整備を行った。
9.28 ～ 12.28	フリーダイヤル「外国人相談全国専用ダイヤル」及び「不法滞在相談全国専用ダイヤル」の設置	不法滞在者に関する相談及び不法滞在者を雇用している雇用主に関する問い合わせ等の際に、積極的に「出国命令制度」などの周知を図った。
10.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」及び「日本語教育機関の設備及び編制についての審査・証明事業の認定に関する規程を廃止する件」の施行	外国人に対する日本語教育を行う教育機関の設備及び編制についての審査及び証明を行う事業に係る法務大臣の認定制度を廃止し、併せて、同審査・証明事業の実施方法等に関する基準を客観的に明確なものとするため、所要の規定の整備を行った。
	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」、「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令」及び「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第1条第2項第3号の申請等を定める省令」の施行	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第46号）によって、新たに設立された輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の業務に、船舶に係る入港通報、入港届及び出港届を加えるため、所要の規定の整備を行った。

年 月 日	出 来 事	内 容
10. 8 ～ 10.26	上陸審査強化期間の設定	全国の空海港を対象とした上陸審査強化期間を設けて厳格な上陸審査を実施した。
10.29	第 36 回「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」	法務省、警察庁、外務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁等関係機関の実務担当者により、第 36 回「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」を開催し、不法入国及び不法就労事犯の現状及び取締対策並びに人身取引事犯の現状及び対策について協議した（福岡市）。
11. 6	「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」の公示	日フィリピン経済連携協定の発効を受け、同協定の適用を受けるフィリピン人看護師等について、出入国管理上の取扱いに関する指針を策定した。
12. 1	「出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令」の施行	公益法人制度の改革により、これまでの財団法人・社団法人に代わり、公益財団法人・公益社団法人が設けられることに伴い、所要の規定の整備を行った。
12.11	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」及び「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同法別表第 1 の 5 の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	日フィリピン経済連携協定の発効を受け、同協定の適用を受ける看護師・介護福祉士候補者等の我が国への入国・在留に係る所要の規定の整備を行った。
12.15	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	海外修学旅行等により再入国する外国人生徒又は学生の個人識別情報提供義務の免除について、これまでも教育委員会等から入国管理局に対して通知がなされるなどの所要の手続がとられた場合には、個人識別情報の提供を免除していたところ、施行規則を改正の上明確化した。
12.15 ～ 12.16	第 22 回「東南アジア諸国出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国 13 の国、2 地域及び 3 国際機関の担当者を招へいして、「東南アジア諸国出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について情報及び意見交換を行った。
12.16	「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」の閣議了解	第三国定住による難民の受入れについて、平成 22 年度からパイロットケースとして受入れを開始し、受入れ難民に対する定住支援を行うことなどに関する閣議了解を行った。

年月日	出来事	内容
12.18	「外国人台帳制度に関する懇談会報告書」取りまとめ	総務省・法務省が共同事務局となって開催してきた、有識者や地方公共団体の実務関係者等をメンバーとする「外国人台帳制度に関する懇談会」の検討結果が、報告書に取りまとめられた。
平成21.1.22	「留学生及び就学生の受入れに関する提言」の法務大臣への報告	法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会において、報告書「留学生及び就学生の受入れに関する提言」を取りまとめ、法務大臣に提出した。
2.4 ～2.22	上陸審査強化期間の設定	全国の空海港を対象とした上陸審査強化期間を設けて厳格な上陸審査を実施した。
2.24 ～2.25	第14回「偽変造文書鑑識技術者セミナー」の開催	大阪入国管理局関西空港支局において、19の国及び1地域から偽変造文書鑑識技術者を招へいして「偽変造文書鑑識技術者セミナー」を開催し、偽変造文書鑑識技術などに関する情報及び意見交換を行った。
3.6	「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」の開催	警察庁、法務省及び厚生労働省の3省庁の局長級による「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」を開催し、不法就労外国人対策の現状と今後の施策等について協議した。
3.11	家事使用人の雇用主に係る要件の運用についての通知	在留資格「投資・経営」又は「法律・会計業務」をもって在留する者がより円滑に家事使用人を雇用できるよう、告示に定められた雇用主に係る要件の弾力的な運用を通知した。
3.13	大学等を卒業した留学生が行う就職活動等の取扱いについての通知	大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同校を卒業した留学生が、同教育機関を卒業後、就職活動を行っており、かつ、当該教育機関による推薦がある場合には、「特定活動」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長1年間滞在することを可能とした。(平成21年4月1日から実施)
3. -	「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」の改正	規制改革推進のための第3次答申を踏まえ、ガイドラインを改正し、社会保険の加入について明記した。
4.1	東京入国管理局横浜支局企画管理・調査部門及び処遇・執行部門の新設	東京入国管理局横浜支局警備部門を廃止し、企画管理・調査部門及び処遇・執行部門を新設した。
4.1	名古屋入国管理局会計課の新設	名古屋入国管理局に会計課を新設した。

資料編 2 統計

(1) 主な在留資格ごとの国籍（出身地）別新規入国者数・外国人登録者数の推移

1-1 「投資・経営」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総数		675	604	777	918	919
韓国		102	84	170	248	216
米国		232	181	134	139	121
中国		35	45	61	65	98
中国（台湾）		17	12	44	69	65
パキスタン		24	34	31	36	49
フランス		31	41	47	63	42
英国		60	42	57	39	42
ドイツ		23	10	26	26	28
ロシア		2	5	9	11	23
オーストラリア		27	20	40	27	22
その他		122	130	158	195	213

1-2 「投資・経営」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総数		6,396	6,743	7,342	7,916	8,895
韓国・朝鮮		1,192	1,373	1,609	1,900	2,249
中国		1,268	1,381	1,553	1,729	2,096
米国		1,237	1,187	1,160	1,108	1,044
パキスタン		227	290	334	383	456
英国		431	437	443	401	384
フランス		304	299	321	343	334
インド		234	260	271	282	307
ドイツ		220	200	199	193	199
オーストラリア		196	182	205	204	196
ネパール		28	37	46	72	151
その他		1,059	1,097	1,201	1,301	1,479

2-1 「技術」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総数		3,506	4,718	7,715	10,959	9,212
中国		1,398	1,936	3,546	5,403	4,571
韓国		645	1,018	1,474	1,999	1,292
ベトナム		61	150	396	799	837
インド		339	474	519	960	714
フィリピン		233	335	558	598	576
米国		162	135	152	169	168
フランス		77	92	155	146	140
インドネシア		40	29	50	69	86
中国（台湾）		50	40	67	56	86
英国		48	45	93	54	70
その他		453	464	705	706	672

2-2 「技術」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総数		23,210	29,044	35,135	44,684	52,273
中国		11,981	14,786	17,634	23,247	27,665
韓国・朝鮮		3,623	4,901	6,176	7,733	8,647
インド		2,298	2,820	3,279	3,893	4,268
フィリピン		929	1,179	1,579	2,004	2,276
ベトナム		197	386	790	1,536	2,229
米国		571	640	705	760	923
フランス		363	430	542	631	706
マレーシア		260	366	425	489	570
バングラデシュ		147	224	299	393	470
英国		425	430	473	453	450
その他		2,416	2,882	3,233	3,545	4,069

3-1 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	6,641	6,366	7,614	7,426	5,690
米	国	1,933	1,753	2,131	2,044	1,274
中	国	406	460	602	768	778
韓	国	361	434	547	700	771
英	国	1,084	916	1,138	846	463
カ	ナ	831	838	796	607	317
中	国（台湾）	91	110	133	199	272
オ	ーストラリア	779	642	733	555	263
フ	ランス	140	125	200	233	158
ロ	シ	31	43	75	92	126
イ	ン	59	75	124	139	122
そ	の	926	970	1,135	1,243	1,146

3-2 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	47,682	55,276	57,323	61,763	67,291
中	国	14,300	20,995	21,883	26,692	31,824
韓	国・朝鮮	4,181	5,386	5,919	6,926	8,118
米	国	8,136	7,858	8,165	7,706	7,241
英	国	4,957	4,572	4,582	4,040	3,532
カ	ナ	4,185	3,962	3,731	3,128	2,690
オ	ーストラリア	4,010	3,756	3,586	2,935	2,420
フ	ランス	846	837	912	1,024	1,079
フ	ィリピン	558	666	757	825	895
イ	ン	559	647	738	829	883
ス	リ	284	357	424	530	705
そ	の	5,666	6,240	6,626	7,128	7,904

4-1 「企業内転勤」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	3,550	4,184	5,564	7,170	7,307
中	国	902	1,058	1,535	2,639	2,570
米	国	489	542	610	583	673
韓	国	469	544	675	745	649
イ	ン	250	282	380	608	626
フ	ィリピン	241	290	375	417	495
タ	イ	69	102	141	238	260
中	国（台湾）	168	175	214	233	243
ド	イ	122	169	225	207	199
英	国	181	193	288	204	187
フ	ランス	121	133	191	153	175
そ	の	538	696	930	1,143	1,230

4-2 「企業内転勤」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	10,993	11,977	14,014	16,111	17,798
中	国	2,753	3,159	4,147	5,712	6,557
韓	国・朝鮮	1,770	1,987	2,092	2,181	2,265
イ	ン	993	1,144	1,357	1,411	1,709
米	国	1,360	1,383	1,469	1,468	1,583
フ	ィリピン	499	574	702	709	826
英	国	726	699	712	651	615
ド	イ	459	522	566	589	615
フ	ランス	472	466	538	529	553
タ	イ	155	175	223	325	388
オ	ーストラリア	233	205	235	260	270
そ	の	1,573	1,663	1,973	2,276	2,417

5-1 「興行」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	134,879	99,342	48,249	38,855	34,994
米	国	6,704	6,852	6,772	6,075	6,653
フ	イ	82,741	47,765	8,608	5,533	3,185
英	国	2,665	2,763	2,712	2,500	2,908
ロ	シ	5,775	4,325	3,454	2,562	2,249
中	国	8,277	8,263	4,978	3,156	1,820
ド	イ	1,750	2,435	1,868	2,052	1,682
フ	ラ	1,066	1,307	1,150	1,417	1,605
韓	国	2,141	1,954	1,674	1,553	1,329
オ	ー	1,073	712	868	644	1,160
イ	タ	1,225	1,690	1,867	1,575	1,130
そ	の	21,462	21,276	14,298	11,788	11,273

5-2 「興行」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	64,742	36,376	21,062	15,728	13,031
フ	イ	50,691	23,643	14,149	11,065	9,199
中	国	4,163	4,225	2,153	1,193	907
韓	国	810	575	450	441	398
ロ	シ	1,921	1,203	767	504	393
米	国	374	326	284	305	326
イ	ン	1,740	2,369	787	430	264
ル	ー	2,330	1,505	580	312	238
ブ	ラ	233	220	230	228	211
ウ	ク	864	735	387	241	200
タ	イ	234	273	215	176	145
そ	の	1,382	1,302	1,060	833	750

6-1 「技能」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	2,211	3,059	4,239	5,315	6,799
中	国	1,130	1,582	2,325	2,903	3,270
ネ	バ	151	318	452	919	1,749
イ	ン	189	286	348	509	620
タ	イ	103	127	191	156	179
米	国	14	17	25	8	156
韓	国	201	179	269	158	132
バ	ン	46	73	90	123	107
イ	ン	27	40	59	67	64
ベ	ト	36	46	61	58	60
フ	イ	26	60	62	68	59
そ	の	288	331	357	346	403

6-2 「技能」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	13,373	15,112	17,869	21,261	25,863
中	国	7,303	8,214	9,807	11,766	14,142
ネ	バ	723	1,000	1,388	2,213	3,791
イ	ン	1,487	1,680	1,938	2,302	2,756
韓	国	1,306	1,429	1,617	1,620	1,587
タ	イ	572	640	749	830	900
バ	ン	153	206	274	375	433
フ	イ	172	214	236	268	268
イ	ン	110	138	167	200	229
ベ	ト	105	135	168	194	192
ス	リ	127	127	133	162	188
そ	の	1,315	1,329	1,392	1,331	1,377

7-1 「留学」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	21,958	23,384	26,637	28,779	34,005
中	国	8,133	8,024	9,154	10,272	14,342
韓	国	3,633	4,078	4,849	5,301	5,516
米	国	1,915	2,153	2,553	2,686	2,853
中	国（台湾）	1,220	1,508	1,682	1,842	1,944
タ	イ	610	545	766	690	747
イ	ン ド ネ シ ア	447	412	430	529	685
マ	レ ー シ ア	370	505	489	511	648
ベ	ト ナ ム	475	509	532	636	643
フ	ラ ン ス	317	351	449	484	545
ド	イ ツ	368	411	527	539	513
そ	の 他	4,470	4,888	5,206	5,289	5,569

7-2 「留学」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	129,873	129,568	131,789	132,460	138,514
中	国	90,746	89,374	88,074	85,905	88,812
韓	国・朝鮮	16,444	16,309	17,097	17,902	19,441
ベ	ト ナ ム	1,761	2,165	2,472	2,930	3,202
タ	イ	1,950	1,902	2,203	2,361	2,502
マ	レ ー シ ア	2,092	2,031	2,211	2,234	2,377
米	国	1,663	1,781	2,020	2,144	2,276
イ	ン ド ネ シ ア	1,651	1,609	1,710	1,869	2,112
バ	ン グ ラ デ シ ュ	1,372	1,528	1,665	1,684	1,873
ネ	パ ー ル	518	869	1,138	1,398	1,554
ス	リ ラ ン カ	931	1,266	1,367	1,410	1,319
そ	の 他	10,745	10,734	11,832	12,623	13,046

8-1 「就学」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	15,027	18,090	19,135	19,160	24,111
中	国	5,705	8,938	9,543	8,987	12,566
韓	国	4,549	4,293	4,673	5,586	6,171
中	国（台湾）	686	762	956	1,206	1,434
タ	イ	362	321	406	409	489
ネ	パ ー ル	360	378	288	260	384
ベ	ト ナ ム	618	659	346	252	313
米	国	307	353	322	310	297
中	国（香港）	37	67	72	116	240
モ	ン ゴ ル	79	96	105	108	185
イ	ン ド ネ シ ア	155	177	161	198	172
そ	の 他	2,169	2,046	2,263	1,728	1,860

8-2 「就学」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	43,208	28,147	36,721	38,130	41,313
中	国	29,430	15,915	21,681	22,094	25,043
韓	国・朝鮮	7,286	6,397	8,254	9,742	10,286
タ	イ	597	451	612	687	769
ベ	ト ナ ム	802	924	1,005	803	701
ネ	パ ー ル	572	580	642	575	643
ミ	ャ ン マ ー	409	322	339	355	374
米	国	328	357	355	345	345
イ	ン ド ネ シ ア	238	239	300	338	338
モ	ン ゴ ル	256	195	237	227	324
ス	リ ラ ン カ	974	774	729	452	252
そ	の 他	2,316	1,993	2,567	2,512	2,238

9-1 「研修」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	75,359	83,319	92,846	102,018	101,879
中	国	48,729	55,156	61,963	68,188	68,860
ベ	ト	3,835	4,371	5,744	6,605	7,124
イ	ン	5,204	4,788	5,695	5,924	6,213
フ	ィ	3,635	4,311	4,941	5,843	5,678
タ	イ	3,353	3,645	3,776	4,022	3,704
マ	レ	773	786	808	900	881
イ	ン	590	709	687	635	774
ラ	オ	297	290	345	329	396
イ	ラ	133	176	475	721	393
ミ	ャ	168	314	395	475	381
そ	の	8,642	8,773	8,017	8,376	7,475

9-2 「研修」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	54,317	54,107	70,519	88,086	86,826
中	国	40,136	40,539	52,901	66,576	65,716
ベ	ト	3,491	3,380	5,148	6,704	6,763
イ	ン	4,189	3,440	4,407	5,069	5,085
フ	ィ	2,888	2,906	3,738	4,919	4,938
タ	イ	1,566	1,692	2,121	2,583	2,324
モ	ン	191	175	261	251	265
マ	レ	235	218	230	254	257
ミ	ャ	83	122	191	264	201
イ	ン	92	185	142	143	150
ラ	オ	19	31	56	104	148
そ	の	1,427	1,419	1,324	1,219	979

10 「永住者」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	312,964	349,804	394,477	439,757	492,056
中	国	96,647	106,269	117,329	128,501	142,469
ブ	ラ	52,581	63,643	78,523	94,358	110,267
フ	ィ	47,407	53,430	60,225	67,131	75,806
韓	国	42,960	45,184	47,679	49,914	53,106
ベ	ル	20,401	22,625	25,132	27,570	29,976
タ	イ	7,167	8,358	9,815	11,107	12,519
米	国	9,064	9,691	10,512	11,125	11,814
ベ	ト	6,697	7,065	7,462	7,930	8,494
英	国	2,583	2,813	3,081	3,301	3,563
イ	ン	1,404	1,676	2,034	2,436	2,967
そ	の	26,053	29,050	32,685	36,384	41,075

11-1 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	23,083	24,026	26,087	24,421	19,975
中	国	4,483	5,445	5,399	6,602	6,552
フ	ィ	5,038	5,530	8,257	6,687	5,133
ブ	ラ	8,893	8,299	6,745	5,146	2,895
韓	国	682	633	891	904	873
タ	イ	548	663	695	807	743
米	国	500	510	730	716	730
中	国 (台 湾)	147	174	257	293	293
イ	ン	213	221	288	344	253
英	国	169	171	248	206	237
ベ	ト	124	140	177	167	194
そ	の	2,286	2,240	2,400	2,549	2,072

11-2 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	257,292	259,656	260,955	256,980	245,497
ブ	ラ	82,173	78,851	74,001	67,472	58,445
中	国	51,854	54,569	55,860	56,990	57,336
フ	ィ	43,817	45,148	49,195	51,076	49,980
韓	国 ・ 朝 鮮	21,083	21,837	22,429	22,340	21,990
タ	イ	11,527	11,097	10,405	9,997	9,588
米	国	8,719	8,865	9,076	9,131	9,285
ベ	ル	7,302	6,900	6,430	5,928	5,278
イ	ン	2,592	2,785	3,009	3,129	3,028
英	国	2,420	2,478	2,533	2,624	2,748
ロ	シ	1,601	1,862	2,040	2,059	1,949
そ	の	24,204	25,264	25,977	26,234	25,870

12-1 「定住者」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	31,307	33,756	28,001	27,326	20,123
ブ	ラ	21,707	23,522	18,342	15,976	9,635
フ	ィ	2,893	3,109	3,410	4,068	3,811
中	国	2,853	3,207	3,437	3,853	3,646
ベ	ル	2,261	2,402	1,346	1,700	1,119
ベ	ト	399	252	239	205	438
ボ	リ	350	314	129	243	195
タ	イ	111	132	140	190	168
韓	国	81	96	151	160	151
イ	ン	133	139	133	161	132
パ	キ	35	29	42	48	97
そ	の	484	554	632	722	731

12-2 「定住者」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	250,734	265,639	268,836	268,604	258,498
ブ	ラ	144,407	153,185	153,141	148,528	137,005
フ	ィ	23,756	26,811	29,907	33,332	35,717
中	国	32,130	33,086	33,305	33,816	33,600
ベ	ル	20,779	21,428	20,612	20,255	18,969
韓	国 ・ 朝 鮮	8,751	8,908	8,891	8,803	8,722
ベ	ト	4,929	5,103	5,236	5,342	5,526
タ	イ	2,593	2,799	3,015	3,265	3,388
ボ	リ	3,034	3,142	3,092	3,087	2,938
イ	ン	1,310	1,459	1,588	1,691	1,755
米	国	1,537	1,609	1,587	1,605	1,570
そ	の	7,508	8,109	8,462	8,880	9,308

(2) 主な国籍（出身地）ごとの在留資格別新規入国者・外国人登録者数の推移

1-1 韓国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	1,419,786	1,607,457	1,997,459	2,472,620	2,248,645
外	交	1,079	1,037	1,013	976	1,388
公	用	3,740	2,815	2,127	2,439	4,499
教	授	209	204	190	170	172
芸	術	3	4	8	15	8
宗	教	147	114	151	163	126
報	道	18	18	11	22	17
投	資・経	102	84	170	248	216
法	律・会	-	-	-	-	-
医	療	-	1	-	-	-
研	究	94	89	49	46	46
教	育	8	13	15	16	15
技	術	645	1,018	1,474	1,999	1,292
人	文知識・国	361	434	547	700	771
企	業内	469	544	675	745	649
興	行	2,141	1,954	1,674	1,553	1,329
技	能	201	179	269	158	132
文	化活	534	357	356	466	388
短	期滞	1,396,988	1,584,715	1,972,745	2,444,529	2,218,602
留	学	3,633	4,078	4,849	5,301	5,516
就	学	4,549	4,293	4,673	5,586	6,171
研	修	212	288	257	237	219
家	族滞	2,275	2,296	2,579	2,766	2,618
特	定活	1,575	2,152	2,506	3,337	3,366
日	本人の配	682	633	891	904	873
永	住者の配	40	41	79	84	81
定	住者	81	96	151	160	151

1-2 韓国・朝鮮人の在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	607,419	598,687	598,219	593,489	589,239
教	授	929	1,020	996	965	1,006
芸	術	33	34	43	37	36
宗	教	904	968	1,032	1,047	1,049
報	道	60	55	59	66	68
投	資・経	1,192	1,373	1,609	1,900	2,249
法	律・会	5	3	3	4	4
医	療	9	13	15	17	18
研	究	316	325	261	269	258
教	育	79	85	85	85	86
技	術	3,623	4,901	6,176	7,733	8,647
人	文知識・国	4,181	5,386	5,919	6,926	8,118
企	業内	1,770	1,987	2,092	2,181	2,265
興	行	810	575	450	441	398
技	能	1,306	1,429	1,617	1,620	1,587
文	化活	490	379	404	458	398
短	期滞	8,919	8,275	7,250	6,824	5,007
留	学	16,444	16,309	17,097	17,902	19,441
就	学	7,286	6,397	8,254	9,742	10,286
研	修	156	195	139	133	147
家	族滞	15,829	16,492	17,070	17,859	18,484
特	定活	1,674	2,084	2,836	3,444	3,389
永	住者	42,960	45,184	47,679	49,914	53,106
日	本人の配	21,083	21,837	22,429	22,340	21,990
永	住者の配	2,767	2,656	2,652	2,661	2,699
定	住者	8,751	8,908	8,891	8,803	8,722
特	別永	461,460	447,805	438,974	426,207	416,309
未	取得者	2,191	1,859	1,993	1,802	1,597
一	時庇	-	-	-	-	-
そ	の他	2,192	2,153	2,194	2,109	1,875

2-1 中国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 16	17	18	19	20
総数		411,124	463,273	589,066	714,791	769,691
外交		334	398	324	462	594
公用		716	1,162	738	1,160	2,135
教授		430	460	494	492	539
芸術		6	17	9	12	4
宗教		4	2	8	7	5
報道		2	1	-	-	-
投資・経営		35	45	61	65	98
法律・会計業務		-	1	-	2	-
医療		-	-	-	-	-
研究		134	110	139	132	130
教育		28	23	22	21	20
技術		1,398	1,936	3,546	5,403	4,571
人文知識・国際業務		406	460	602	768	778
企業内転勤		902	1,058	1,535	2,639	2,570
興行		8,277	8,263	4,978	3,156	1,820
技能		1,130	1,582	2,325	2,903	3,270
文化活動		1,329	1,165	1,077	913	788
短期滞在		320,824	357,449	476,534	589,453	635,513
留学		8,133	8,024	9,154	10,272	14,342
就学		5,705	8,938	9,543	8,987	12,566
研修		48,729	55,156	61,963	68,188	68,860
家族滞在		4,724	5,170	6,280	8,277	9,685
特定活動		150	2,766	283	215	194
日本人の配偶者等		4,483	5,445	5,399	6,602	6,552
永住者の配偶者等		392	435	615	809	1,011
定住者		2,853	3,207	3,437	3,853	3,646

2-2 中国人の在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 16	17	18	19	20
総数		487,570	519,561	560,741	606,889	655,377
教授		2,417	2,519	2,507	2,453	2,476
芸術		125	132	128	129	119
宗教		95	98	103	114	113
報道		21	14	12	10	12
投資・経営		1,268	1,381	1,553	1,729	2,096
法律・会計業務		10	9	7	9	6
医療		57	69	64	91	114
研究		1,043	997	951	901	904
教育		105	105	109	101	99
技術		11,981	14,786	17,634	23,247	27,665
人文知識・国際業務		14,300	20,995	21,883	26,692	31,824
企業内転勤		2,753	3,159	4,147	5,712	6,557
興行		4,163	4,225	2,153	1,193	907
技能		7,303	8,214	9,807	11,766	14,142
文化活動		1,208	1,222	1,148	1,122	939
短期滞在		11,929	13,079	9,026	8,467	7,235
留学		90,746	89,374	88,074	85,905	88,812
就学		29,430	15,915	21,681	22,094	25,043
研修		40,136	40,539	52,901	66,576	65,716
家族滞在		35,253	37,154	39,478	43,592	49,776
特定活動		41,601	60,361	68,531	73,049	84,478
永住者		96,647	106,269	117,329	128,501	142,469
日本人の配偶者等		51,854	54,569	55,860	56,990	57,336
永住者の配偶者等		2,988	3,598	4,301	5,215	6,170
定住者		32,130	33,086	33,305	33,816	33,600
特別永住者		3,306	3,170	3,086	2,986	2,892
未取得者		3,430	2,818	3,219	2,593	2,171
一時庇護		-	-	-	-	-
その他		1,271	1,704	1,744	1,836	1,706

3-1 フィリピン人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	147,817	132,745	91,474	84,198	75,651
外	交	105	123	149	147	119
公	用	231	419	342	412	476
教	授	36	20	21	15	20
芸	術	-	-	1	-	-
宗	教	23	37	57	29	27
報	道	-	-	-	1	1
投	資・経	3	1	5	3	7
法	律・会	-	-	-	-	-
医	療	-	-	-	-	-
研	究	7	9	7	10	6
教	育	3	7	8	10	9
技	術	233	335	558	598	576
人	文知識・国	66	88	138	127	98
企	業内	241	290	375	417	495
興	行	82,741	47,765	8,608	5,533	3,185
技	能	26	60	62	68	59
文	化活	44	65	42	23	35
短	期滞	51,617	69,285	63,171	58,931	54,678
留	学	189	227	226	242	254
就	学	63	81	101	45	60
研	修	3,635	4,311	4,941	5,843	5,678
家	族滞	287	312	377	487	462
特	定活	241	532	426	266	242
日	本人の配	5,038	5,530	8,257	6,687	5,133
永	住者の配	95	139	192	236	220
定	住者	2,893	3,109	3,410	4,068	3,811

3-2 フィリピン人の在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	199,394	187,261	193,488	202,592	210,617
教	授	56	60	69	73	77
芸	術	3	4	5	3	3
宗	教	229	247	270	266	253
報	道	-	-	-	1	1
投	資・経	34	38	38	38	40
法	律・会	1	-	-	-	-
医	療	-	-	-	-	-
研	究	25	40	33	38	35
教	育	49	57	67	88	117
技	術	929	1,179	1,579	2,004	2,276
人	文知識・国	558	666	757	825	895
企	業内	499	574	702	709	826
興	行	50,691	23,643	14,149	11,065	9,199
技	能	172	214	236	268	268
文	化活	25	31	31	22	16
短	期滞	13,267	14,527	12,732	10,856	8,698
留	学	633	617	640	643	614
就	学	353	167	199	171	144
研	修	2,888	2,906	3,738	4,919	4,938
家	族滞	1,334	1,426	1,590	1,801	2,047
特	定活	3,706	5,361	6,052	6,363	7,660
永	住者	47,407	53,430	60,225	67,131	75,806
日	本人の配	43,817	45,148	49,195	51,076	49,980
永	住者の配	903	1,238	1,570	2,032	2,472
定	住者	23,756	26,811	29,907	33,332	35,717
特	別永	30	33	39	42	42
未	取得者	3,038	3,170	3,484	3,025	3,050
一	時庇	-	-	-	-	-
そ	の他	4,991	5,674	6,181	5,801	5,443

4-1 ブラジル人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	41,764	46,680	40,897	37,527	31,002
外	交	69	152	70	63	136
公	用	53	234	94	83	261
教	授	9	4	5	9	6
芸	術	5	9	5	6	3
宗	教	36	29	33	35	35
報	道	2	2	2	1	3
投	資・経	3	-	4	-	3
法	律・会	-	-	-	-	-
医	療	-	-	-	-	-
研	究	3	4	2	4	2
教	育	2	1	2	4	6
技	術	5	5	8	5	7
人	文知識・国	22	28	28	22	16
企	業内	21	27	51	50	52
興	行	741	802	760	658	656
技	能	19	29	33	27	10
文	化	13	16	15	13	8
短	期	9,527	12,737	13,944	14,624	16,600
留	学	119	128	131	114	111
就	学	41	46	29	28	34
研	修	262	369	280	311	229
家	族	124	112	179	159	108
特	定	23	20	12	20	12
日	本人の配	8,893	8,299	6,745	5,146	2,895
永	住者の配	65	105	123	169	174
定	住	21,707	23,522	18,342	15,976	9,635

4-2 ブラジル人の在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 16	17	18	19	20
総	数	286,557	302,080	312,979	316,967	312,582
教	授	33	31	30	36	38
芸	術	13	16	15	12	13
宗	教	107	100	108	121	123
報	道	1	3	3	4	3
投	資・経	17	22	29	27	29
法	律・会	-	-	-	-	-
医	療	1	-	-	-	-
研	究	11	13	10	11	11
教	育	7	9	10	14	17
技	術	46	54	54	53	57
人	文知識・国	81	97	105	108	112
企	業内	45	48	80	93	108
興	行	233	220	230	228	211
技	能	70	82	92	93	85
文	化	7	10	12	9	7
短	期	975	872	836	809	681
留	学	351	336	361	357	355
就	学	58	58	61	53	53
研	修	124	185	99	94	82
家	族	405	432	492	497	480
特	定	92	171	203	179	148
永	住	52,581	63,643	78,523	94,358	110,267
日	本人の配	82,173	78,851	74,001	67,472	58,445
永	住者の配	531	796	1,021	1,400	1,773
定	住	144,407	153,185	153,141	148,528	137,005
特	別	19	20	23	24	26
未	取	3,958	2,491	3,264	2,254	2,327
一	時	-	-	-	-	-
そ	の	211	335	176	133	126

(3) 個人識別情報を活用した出入国審査の実施状況（平成20年）

・退去を命ぜられた者

【国籍別】

韓	国	294
フ	ィ	リ
ピ	ン	109
中	国	81
そ	の	他
		241
合	計	725

【空・海港別】

成	田	空	港	398
関	西	空	港	151
中	部	空	港	69
そ	の	他		107
合	計			725

・退去強制手続を執った者

【国籍別】

フ	ィ	リ	ピ	ン	14
イ	ラ	ン			12
ス	リ	ラ	ン	カ	9
そ	の	他			47
合	計				82

【空・海港別】

成	田	空	港	54
中	部	空	港	9
福	岡	空	港	8
そ	の	他		11
合	計			82

(4) 偽変造文書発見件数の推移

(件)

区分		年	平成16	17	18	19	20
上陸	旅券		1,011	834	647	539	275
	その他		1,547	1,622	1,369	824	321
	合計		2,558	2,456	2,016	1,363	596
出国	旅券		77	92	70	71	26
	その他		53	74	43	25	7
	合計		130	166	113	96	33
合計	旅券		1,088	926	717	610	301
	その他		1,600	1,696	1,412	849	328
	合計		2,688	2,622	2,129	1,459	629

資料編3

「留学生及び就学生の受入れに関する提言」

1 留学生の適正・円滑な受入れについて

留学生の受入れは、科学技術、産業等の国際競争力の維持・向上や人材育成を通じた知的国際貢献に資するとともに、人的ネットワークの形成による相互理解・友好関係の深化、ひいては世界の安定と平和に資するなど多くの面で意義がある。また、留学生の受入れは、キャンパスに国際的な環境を醸成し、多文化経験を通じ国際的な視野を持った日本人の育成にも寄与するものであるため、積極的に推進すべきである。

留学生の受入れ拡大のためには、教育機関における留学生受入れに係る専門的な組織などによる留学生の入学選抜、在籍管理、生活支援、就職支援等が重要である。また、出入国管理行政においても円滑な受入れを実現する必要があるが、同時に、不法残留者、不法就労者等の増加を招くことのないよう配慮する必要がある。

このため、教育機関としては、勉学意欲を有する優秀な留学生の適切な入学選抜と責任ある在籍管理により留学生の質を確保するとともに、入国管理局に対して留学生の在籍状況について情報を提供することとし、入国管理局としては、教育機関からの情報提供及び事実の調査に基づく留学生の適正な在留管理を実現すべきである。

なお、大学評価の枠組みの中に留学生の入学選抜や在籍者数の把握を含む在籍管理等に関する評価を加えることにより、教育機関の適切な入学選抜や在籍管理等に対するインセンティブを高める方策についても検討すべきである。

2 留学生の入国・在留審査について

留学生30万人計画の進展に伴い、今後見込まれる大量の入国申請等に対し、迅速・円滑な入国・在留審査の実施が求められる。

このため、適切な入学選抜や在籍管理を行うなどして不法残留者や不法就労者を発生させていない教育機関からの申請については、提出書類の大幅な簡素化を図るとともに、原則として、申請後1週間以内を目途に結論を出すよう、審査期間の大幅な短縮を図るべきである。

他方、適切な入学選抜や在籍管理が行われない結果、不法残留者や不法就労者を多数発生させている教育機関、虚偽申請又は虚偽の情報を提供するなどした教育機関からの申請については、従前どおり厳格な審査を実施することが必要である。

3 留学生の資格外活動について

留学生が安心して勉学に専念するためには各種奨学金の充実や本国からの十分な仕送りが望まれるところであるが、現実には、本国との経済格差等から多くの留学生がアルバイトにより学費や生活費を補填しているのも実情である。

このような実情にかんがみ、引き続き留学生に対する現行の資格外活動許可の取扱いを維持するとともに、これに加えて、学業と両立するTA（ティーチングアシスタント）・RA（リサーチアシスタント）としての活動及びインターンシップとしての活動については、大学の責任において行われることなどを条件に資格外活動許可を必要としないことも検討すべきである。

なお、教育機関は、留学生生活が就労中心とならないよう、勉学意欲の高い留学生の入学選抜と、違法な資格外活動に繋がらないような適切な在籍管理を行うことが必要である。

4 留学生の卒業後の就職支援について

留学生の受入れは、各国の人材育成への貢献や我が国経済社会の発展、科学技術・学術の振興、世界で活躍できる人材の育成に資するものであるが、同時に、留学生が大学等で学んだ知識や技術を生かして引き続き我が国の企業等で活躍することは、我が国の発展等に寄与するのみならず、我が国への留学の誘因ともなり得るものである。

留学生の卒業後の就職に関しては、教育機関における人材教育や日本人学生と同様のきめ細かな就職支援、「外国人雇用サービスセンター」（外国人版ハローワーク）における就職支援が重要であるとともに、企業における積極的な採用、登用が不可欠である。

なお、留学生が卒業後、帰国する場合についても、その支援を検討すべきである。

このような観点から、留学生の就職支援に関し、入国管理局においては、大学の学部卒業者や大学院修了者からの就労資格への在留資格の変更について、専攻科目と就職先の業務内容との関連性を問わないなど幅広く柔軟に対応すべきである。また、提出書類の見直しにより留学生を雇用する企業側の負担軽減を図るとともに、迅速な審査を実現すべきである。さらに、卒業後の就職活動期間に関しては、現行の最大180日の滞在期間について一定の成果が認められることから、教育機関が卒業後も継続して就職支援を行うことを前提に、卒業後の就職活動期間を1年程度に延長すべきである。

5 在留資格「留学」の在留期間について

在留資格「留学」の在留期間については、「2年」又は「1年」とされているところ、留学生や教育機関の利便性への配慮及び負担軽減を図る観点から、「留学」の在留期間を伸長することが適当である。

もっとも、在留期間の伸長に当たっては、不法残留の増加等の問題を生じさせるおそれを考慮し、新しい在留管理制度の構築を前提に、教育機関の行う学生の在籍管理の徹底により問題が生じない体制を構築した上で実施すべきである。

その際、教育機関は留学生が卒業や退学等により在籍しなくなった場合は、速やかに入国管理局に通知することとし、当該通知を受けた入国管理局は必要に応じてその留学生の在留資格を取り消すべきである。

6 在留資格「留学」・「就学」の一本化について

現在、外国人が本邦において教育を受ける活動については、教育機関の形態により「留学」と「就学」の在留資格に区分されており、大学等高等教育機関で教育を受ける活動を「留学」、高等学校、専修学校（一般課程、高等課程）及び各種学校等において教育を受ける活動を「就学」として在留管理が行われている。

しかし、欧米諸国においては教育機関の形態による在留資格の区分を行っていない国も多く、我が国においてもこのような区分をなくすべきとの指摘もなされている。

また、日本語教育機関については、日本語教育機関修了者の約7割が我が国の大学等に進学している状況にあること、大学や企業において留学生の日本語能力を重視する傾向にあることなどから、今後の留学生の受入れ拡大に伴い、就学を留学へのワンステップとした位置付けが強まってくることが考えられる。

一方、在留資格「就学」に係る不法残留者数については、かつて在留資格「留学」を大きく上回っていたものの、年々減少傾向にあり、平成18年以降は、在留資格「留学」に係る不法残留者数を下回る状況となっている。

このような状況を踏まえ、外国人の本邦において教育を受ける活動については在留資格の区分をなくし、「留学」と「就学」の一本化を図るべきであるが、一方で、在留資格を一本化しつつも、「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案し、法務省令で定める基準」として定める上陸許可の要件については、引き続き教育機関の形態に応じたものとし、適正な在留管理を行うべきである。

他方、教育機関は、適切な入学選抜や在籍管理を行うとともに、留学生の在籍状況を入国管理局に情報提供することとし、入国管理局は教育機関からの情報提供及び的確な事実の調査に基づき適正な在留管理を実現すべきである。また、法務大臣の告示をもって定められている教育機関については、適正な在留管理の実現を図る観点から外国人の受入教育機関として適切でないと認められる事実が判明するなどした場合には、当該告示から削除するなど厳格な措置が必要である。

資料編 4 出入国管理関係訴訟

第1節◆概況

入国管理局に係る行政訴訟等（以下「出入国管理関係訴訟」という。）は、我が国に不法滞在する外国人に対して発付された退去強制令書発付処分の取消しを求める訴訟や難民不認定処分の取消しを求める訴訟がその大半を占めている。訴訟が提起され、新規に受理された件数は、ここ数年急増しており、平成20年における受理件数は、過去最高の336件であり、特に、退去強制手続関係事件の受理件数は、対前年比48%増の234件となった（表51）。また、各年ごとの終了件数は、本案事件について見ると、平成18年には190件、19年には257件、20年は355件と年を追うごとに増加している。

増加の背景として、適正で充実した手続の下での迅速な裁判を目指す司法制度改革を挙げることが出来る。特に、行政訴訟について、国民の権利利益のより実効的な救済手続を整備することを目的とした「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」が平成17年4月1日に施行され、出訴期間等の情報提供（教示）制度の新設、出訴期間の延長、取消訴訟等における被告適格の簡明化等の改正がなされたことが、新規受理件数の増加の背景と指摘できる。そして、15年7月に公布、施行された「裁判の迅速化に関する法律」により裁判所の手続全体の一層の迅速化が図られていることが、終了件数の増加の背景と考えられる。

また、近時の出入国管理関係訴訟では、在留特別許可の義務付け、仮滞在許可の仮の義務付けや収容令書発付及びその執行の差止め及び仮の差止め等新たな形での訴えの提起が相次いでいる。その背景には、「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」により、義務付け訴訟、差止め訴訟の法定、本案判決前における仮の救済制度の整備が行われ、積極的にそれらの類型の訴訟制度が活用されたという事情を指摘することが出来る。

表51 出入国管理関係訴訟（本案事件）提起事件の推移（平成20年末現在）

請求趣旨・提起年別件数		(件)					
請	趣	旨	平成16	17	18	19	20
行政事件	退去強制手続関係取消請求・無効確認等		109	143	164	158	234
	在留審査関係不許可処分取消請求・無効確認等		6	8	21	17	17
	在留資格認定証明書不交付処分取消請求・無効確認等		7	17	6	18	8
	難民認定手続関係取消請求・無効確認等		25	52	59	82	72
	その他		19	28	2	3	4
小計			166	248	252	278	335
民事事件			17	25	11	2	1
人身保護請求				2			
合計			183	275	263	280	336

第2節◆主な裁判例

裁判例 1

在留資格認定証明書の交付は、その交付を申請する者がその交付の要件を立証しなければならないものであるから、在留資格認定証明書の申請に不十分な点があり、その交付の要件が立証されていない場合に、法務大臣ないしその委任を受けた地方入国管理局長の側が、申請者ないし申請代理人に対し、事情を聴取したり、資料の追加提出を求めたりする義務を負うものではない。

【広島高等裁判所 平成 20 年 4 月 25 日判決】

裁判例 2

上陸基準省令は、上陸許可基準を公表することにより、本邦の機関で研修等を受けようとする外国人に、自らの基準適合性を立証する資料を準備した上で迅速に上陸審査を受けさせるもので、当該外国人の便宜を図る目的に出たものである。

したがって、上記省令の定めによって、当該受入れ機関に、研修生等の受入れやあっせんを続けることができるという法律上の地位や法的地位を付与するものではない。

なるほど反面において、受入れ機関が過去 3 年間に外国人の研修に係る不正行為を行った場合には、上陸基準省令の入管法別表第 1 の 4 の表の「研修」の下欄 8 号及び 9 号に適合しないことになり、当該研修生等に係る上陸許可申請は許可されないことになる。このことを慮って、控訴人が処分行政庁であるとする大阪入国管理局長は不正行為認定の通知を控訴人に行っているところであるが、それをもって控訴人に法的な効果を生じさせる行政処分にあたると解することはできない。不正行為認定は、前記省令に所定の要件に該当する事実を、外国人の上陸審査のため大阪入国管理局長があらかじめ認定しておき、これを念のため、事実上の不利益を被るであろう控訴人に通知したものと解すべきである。控訴人が 3 年間、研修生等の受入れを行うことができなくなったとしても、これは事実上の不利益にすぎず、法的拘束に当たるとすることはできない。

【大阪高等裁判所 平成 20 年 6 月 26 日判決】

裁判例 3

入管法 48 条 5 項、10 条 4 項は、容疑者が、口頭審理に際し、特別審理官の許可を受けて、親族又は知人の 1 人を立ち合わせることができる旨規定しているところ、原告は、日常会話程度は日本語ができるものの、熟語、専門的な用語の意味、言葉のニュアンスの違いの理解は不十分であったから、本件裁決及び本件令書発付処分に先立って行われた名古屋入管特別審理官による口頭審理は、原告自身及びその日本人妻甲に関する事情を熟知する甲を立ち合わせべきであったにもかかわらず、その立会いがないまま行われたものであり、この点で手続に違法がある旨主張する。

しかし、法 48 条 5 項、10 条 4 項は、口頭審理における審理につき、必ず立会人を置くべきものとはしておらず、特別審理官の許可にかからせているところ、特別審理官は、口頭審理手続上支

障があると認めるときは、これを許可しないことができるものと解されることから、原告に係る口頭審理に甲の立会いがなかったことが直ちに入管法違反となるものではない。

また、原告は、口頭審理において法24条4号ロ及びリ該当者であることを特段争っていなかった上、原告に在留を特別に許可すべき特別の事情があることについての主張は、平成18年5月●●日付け名古屋入管入国警備官作成の原告の供述調書、(中略)、において、十分尽くされていたから、原告に係る口頭審理に甲が立ち会わなかったことは、本件裁決及び本件令書発付処分の手続の違法事由となるものとはいえない。

【名古屋地方裁判所 平成20年1月31日判決】

裁判例4

控訴人が合理的な理由なく日本人女性甲との正式な婚姻を先送りにし続けていたことも併せ考慮すると、控訴人は、在留期限を超えて就労目的で本邦に不法に残留し、甲との同居期間中においても、本邦において不法残留という違法状態を解消して甲との安定した婚姻関係を形成することを優先せず、本邦で稼動して本国に送金することを目的として不法残留を継続していたものといわざるを得ない。

そうすると、本件裁決時の控訴人と甲の関係は、同居の期間自体は比較的長く、控訴人が甲の両親や妹と家族ぐるみのつきあいをしていたことが認められることを考慮しても、控訴人と甲は、控訴人は本国への送金を継続する目的で不法残留を継続し、甲は浪費による借金返済のための控訴人の収入に経済的に依存するという関係にあったものであり、両者の関係が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真しな意思をもって共同生活を営むことを本質とする婚姻としての実体を備えているとはいえない。

【東京高等裁判所 平成20年3月19日判決】

裁判例5

難民に該当しないことを処分理由とする難民不認定処分の取消訴訟では、申請者において、自らが難民に当たることの立証責任を負うものと解するのが相当である。

もっとも、難民該当性を端的に立証する資料が乏しい場合があることは否定できない。しかし、少なくとも当該難民認定者自身は、自己の難民該当性に関する事実関係を十分承知して、それを供述することで証拠とすることができるし、難民該当性について、その供述の信憑性を裏付ける証拠の提出が全くできない事態は想定しにくいものである。その意味では、難民該当性に関する立証の問題は、証拠の有無ないし立証の難易、さらには当事者等の供述の信用性の判断について、事案の性質上多角的な検討が必要であるとはいっても、通常の民事訴訟と異なる原則が支配するものではない。したがって、難民該当性についてのみ、上記難民申請者の立証の負担を軽減すべき理由があるとはいえない。

【大阪高等裁判所 平成20年6月12日判決】

資料編5 組織・職員の拡充

近年の出入国管理行政をめぐる状況の変化は著しく、業務の量的増加及び質的複雑化・困難化を反映して、組織・機構、人員等の整備・拡充が図られてきた。

平成20年度末現在、出入国管理行政は、法務省入国管理局を始めとする全国の入国管理関係機関において3,400人余りの職員によって遂行されているが、出入国管理行政の抱える課題は多岐にわたっており、なお体制整備面での課題も少なくない。

第1節◆組織・機構

1 入国管理官署の概要

出入国管理業務を所掌する組織としては、法務本省の内部部局として入国管理局が設置され、また、法務省の地方支分部局として、全国8つの地域ブロックごとに地方入国管理局、その下に支局及び出張所（支局の出張所を含む。）が設置されている。また、法務省の施設等機関として全国3か所に入国者収容所が設置されており、それぞれ法令に基づいて、出入国審査、在留審査、退去強制手続、難民の認定といった出入国管理行政関係の様々な業務を行っている。

これら、入国管理局、地方入国管理局、支局、出張所及び入国者収容所を総称して「入国管理官署」という（図22、23）。

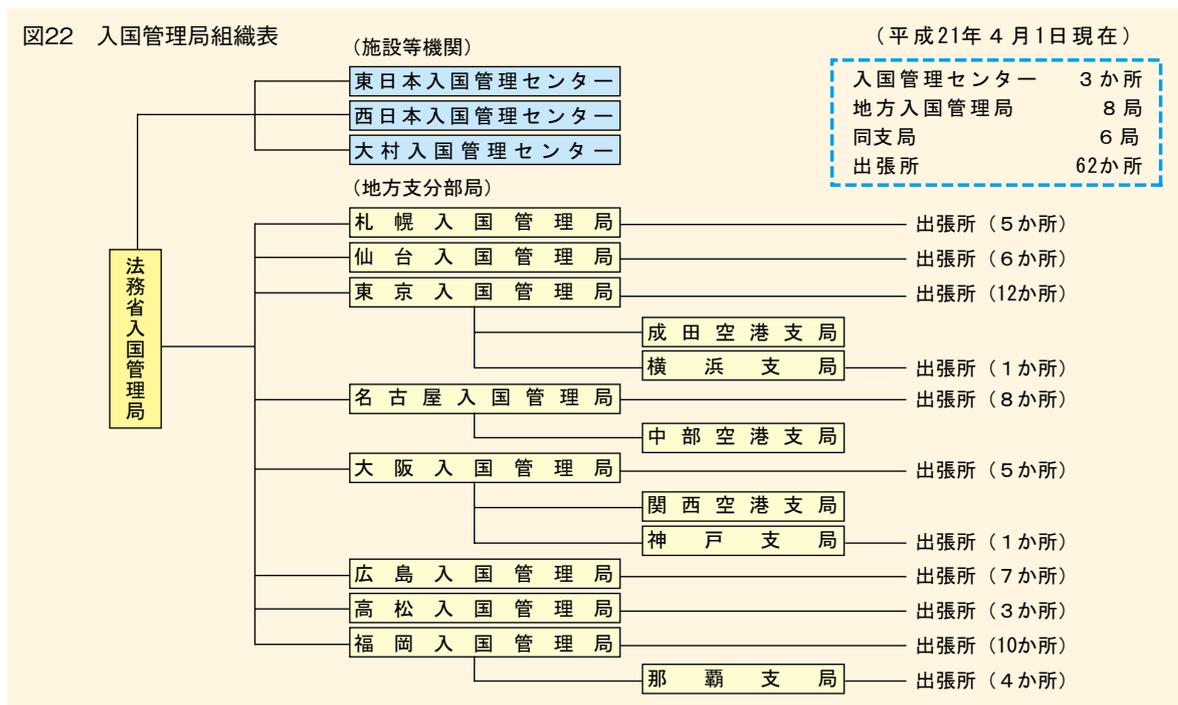
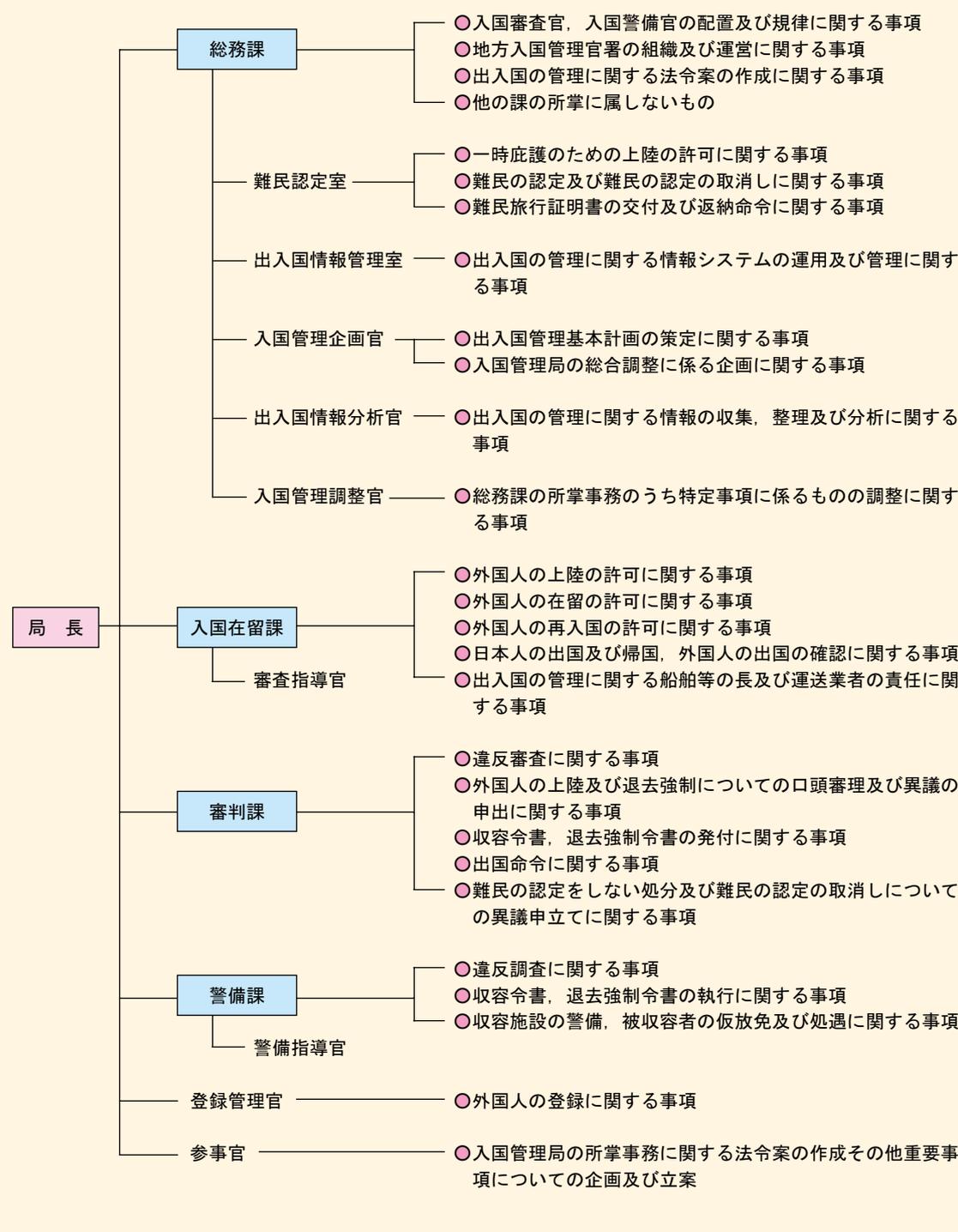


図23 法務省入国管理局所管事項



2 入国管理官署の主要な拡充

平成 21 年度における組織の拡充について、東京入国管理局横浜支局においては、新庁舎への移転に伴う收容定員の拡充による退去強制業務の増加に対応するため、首席入国警備官 1 人を増設し、警備部門を廃止して企画管理・調査部門及び処遇・執行部門を新設の上、摘発担当及び処遇担当の統括入国警備官各 1 人を増設することにより、摘発及び処遇体制の強化を図るとともに、審判部門に口頭審理担当の統括審査官 1 人を増設し、適正かつ迅速な違反審判業務処理を図る体

制を整えた。

また、名古屋入国管理局においては、これまで総務課で所掌してきた会計事務の急激な増加に対応するため、会計課を新設して課長及び課長補佐を増設し、契約方式の適正化をはじめとする会計事務の指揮監督に専従できる体制を整えた。

なお、地方入国管理局の出張所（支局の出張所を含む。）については、元来、外航船舶の乗員・乗客の出入国審査を目的として設置された歴史的事情を背景に、その大半が全国の海港区域内に立地していたが、国際間の主たる輸送手段が船舶から航空機に移ったことに伴い、空港における出入国審査が主となったほか、長期間我が国に在留する外国人が増加したことにより、これら行政のニーズの変化に応えるため、海港に設置されている出張所の整理・統廃合を進めるとともに、国際線が数多く就航している地方空港や、都道府県庁所在地その他主要都市に出張所を設置するなど、出張所の再配置に努めてきた（表52）。

表52 地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）

（平成21年4月1日現在）

年度	区分	廃止		設置	
		名称	所在地	名称	所在地
平成12		尼崎港出張所	尼崎市	佐賀出張所	佐賀市
		呉港出張所	呉市		
		唐津港出張所	唐津市		
		伊万里港出張所	伊万里市		
13		横須賀港出張所	横須賀市	静岡出張所	静岡市
		鹿児島空港出張所	始良郡溝辺町		
		清水港出張所	清水市		
		田子の浦港出張所	富士市		
14		岩国港出張所	岩国市	甲府出張所	甲府市
		八代港出張所	八代市		
		日立港出張所	日立市		
		鹿島港出張所	鹿島郡神栖町		
15		東京港出張所	東京都江東区	新宿出張所	東京都新宿区
		渋谷出張所	東京都渋谷区		
		室蘭港出張所	室蘭市		
		宮古港出張所	宮古市		
		大船渡港出張所	大船渡市		
		石巻港出張所	石巻市		
		佐世保港出張所	佐世保市		
		那覇港出張所	那覇市		
16		青森港出張所	青森市	青森出張所	青森市
		八戸港出張所	八戸市		
		横浜港出張所	横浜市		
		名古屋港出張所	名古屋市		
		名古屋空港出張所	愛知県西春日井郡豊山町		
		堺港出張所	堺市		
		神戸港出張所	神戸市		
		水島港出張所	倉敷市		
		志布志出張所	鹿児島県曾於郡志布志町		
		17			
19		大阪港出張所	大阪市	東部出張所	東京都江戸川区
		天王寺出張所	大阪市		

これは、平成11年4月に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化に関する基本的計画」の中で示されている「地方入国管理局出張所については、海型から内陸型への再編を進めるとともに、縮減を図る」との基本方針に沿ったものであるところ、今後とも、出入国審査、在留審査

及び入管法違反者に係る情報収集等を総合的に行う「出入国管理総合事務所」型の出張所の整備を進めることにより組織の合理化・効率化を図っていく必要がある。

第2節◆職員

1 入国管理局職員

入国者収容所及び地方入国管理局には、出入国管理業務に従事する職員として、入国審査官、入国警備官が配置されているほか、一般行政事務を行う職員である法務事務官及び医師等の法務技官が配置されている。

入国審査官は、①上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理、②収容令書又は退去強制令書の発付、③仮放免、④難民認定及び在留資格諸申請等に関する事実の調査を行うほか、法務大臣の補助機関として、在留資格審査等を行っている。



入国管理局職員

入国警備官は、①入国、上陸又は在留に関する違反事件の調査、②収容令書又は退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者の収容、護送、送還、③入国者収容所、収容場における被収容者の処遇及び施設の警備など入管

法違反者の取締りを行っており、「国家公務員法」及び「一般職の職員の給与に関する法律」の規定の適用については警察職員とされ、危険な業務に従事することも多いことから、公安職職員となっている。

入国警備官には、摘発等の部隊組織で行動する際の指揮命令を明らかにするため、7つの階級（上位から警備監、警備長、警備士長、警備士、警備士補、警守長、警守）が設けられている。

また、入国審査官及び入国警備官は、個々の職員が独立した出入国管理業務の専門家としての業務を行うことから、「専門官制」が導入されている。業務処理に必要な法律知識に加えて、バランスのとれた国際感覚、外国人の多様な風俗、習慣、宗教及び人権に配慮した柔軟な対応が求められている。

2 増員

入国管理局関係の職員数は、平成21年度は3,565人で、5年前の16年度の2,833人と比べ約26%、732人増加している。しかし、この間も業務件数は高水準で推移しており、加えて観光立国の推進とテロ行為・不法入国防止のための入国審査の円滑化と厳格化の両立、巧妙化する偽変造文書への対策、入国後の外国人に係る在留管理の強化、外国人犯罪の温床とも指摘されている不法滞在者の摘発強化など業務内容も複雑・困難の度合いが増している。このような状況に的確かつ迅速に対処し、国民の行政ニーズに応えていくためには、更なる増員が望まれる（図24、表53）。

図24 入国管理官署職員定員の推移

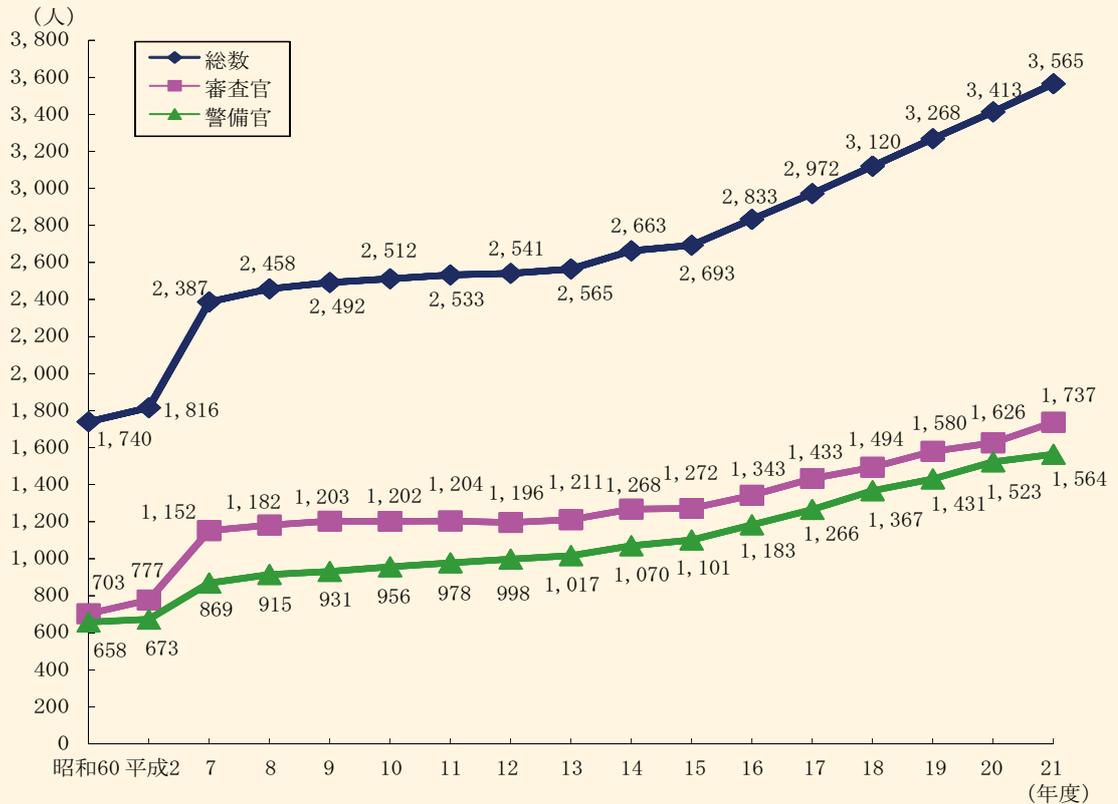


表53 入国管理官署職員定員の推移

(人)

区分 年度	本省事務官	地方入国管理官署					小計	総数
		事務官	審査官	警備官	その他			
昭和60	169	155	703	658	55	1,571	1,740	
平成2	166	154	777	673	46	1,650	1,816	
7	163	165	1,152	869	38	2,224	2,387	
8	161	166	1,182	915	34	2,297	2,458	
9	161	166	1,203	931	31	2,331	2,492	
10	159	166	1,202	956	29	2,353	2,512	
11	159	165	1,204	978	27	2,374	2,533	
12	157	164	1,196	998	26	2,384	2,541	
13	156	155	1,211	1,017	26	2,409	2,565	
14	154	146	1,268	1,070	25	2,509	2,663	
15	152	144	1,272	1,101	24	2,541	2,693	
16	142	142	1,343	1,183	23	2,691	2,833	
17	131	122	1,433	1,266	20	2,841	2,972	
18	129	122	1,494	1,367	8	2,991	3,120	
19	128	121	1,580	1,431	8	3,140	3,268	
20	127	129	1,626	1,523	8	3,286	3,413	
21	126	130	1,737	1,564	8	3,439	3,565	

平成21年度においては、入国審査官、入国警備官併せて199人が増員措置されており、その概要は以下のとおりとなっている。

(1) 東京入国管理局成田空港支局等における出入国審査体制の強化等

平成19年1月に「観光立国推進基本法」が施行され、同年6月には、「2010年までに訪日外国人旅行者数を1,000万人にする」ことを目指すとして「観光立国推進基本計画」が閣議決定された。今後、さらに訪日外国人旅行者の積極的な誘致活動が展開されることが予想される中、職員の機動的配置などによる審査待ち時間の短縮に努めつつ、テロ対策、不法滞在者対策としての厳格な出入国審査を実施していく必要がある。

このため、平成21年度は国内線から国際線への乗り継ぎ施設が整備されるなどした成田空港支局に入国審査官28人、中部空港支局に10人の増員が措置されたほか地方空港を管轄する地方入国管理局等に入国審査官28人が増員措置された。さらに、特に九州・沖縄地方で増加傾向にある大型クルーズ船等の出入国審査に機動的に対応するため、福岡入国管理局に入国審査官9人の増員が措置された。

また、平成20年7月には関係省庁により「留学生30万人計画」の骨子が策定されたところ、今後、海外からの留学生受入増加が予想されることから、これら留学生等の入国事前審査要員として、東京入国管理局等に入国審査官12人が増員措置された。

(2) 東京入国管理局等における在留管理体制の強化

我が国に在留する外国人が年々増加していく中で、偽装結婚などにより外形上は正規の在留者を装いつつも、実態としては専ら単純労働に従事したり、犯罪組織に加入又は協力して犯罪を行う偽装滞在者が我が国に与える悪影響が深刻化している。

近年、在留外国人の増加に伴い永住許申請件数の増加が予想される所であり、多数の申請の中から偽装結婚などにより正規在留者を装う偽装滞在者からの申請を見逃すことなく、適切な審査を実施するための要員として、東京入国管理局等に入国審査官25人の増員が措置された。

(3) 東京入国管理局横浜支局における摘発体制の強化等

平成21年度に新庁舎への移転を予定している横浜支局は、京浜工業地帯や横浜市、川崎市等の繁華街を有し、不法就労者の吸引力が高い神奈川県を管轄しているが、これまで施設の狭隘さ等の理由から、摘発又は警察等関係機関からの身柄引取などの退去強制手続業務を必ずしも十分に行いうる環境ではなかったものの、新庁舎移転により施設上の制約から解放されることとなり、より積極的な摘発活動等が可能となる。

そこで、同支局の違反調査・摘発要員として入国警備官28人、適切・迅速な違反事件の処理を行うための違反審査要員として入国審査官5人、拡張される収容施設の処遇・監視要員及び効率的な収容場の運用を実現するための執行要員として入国警備官32人の増員が措置され、同支局における摘発体制の充実・強化が図られた。

また、近年、西日本地区を中心に、船舶による不法出入国事案が発生し、不法入国者による犯罪等の問題が顕在化してきているほか、平成19年11月に導入した個人識別情報を活用した入国審査の実効性を損なわないためにも、船舶による不法出入国対策の強化が喫緊の課題となってい

たことから、福岡入国管理局等に入国警備官12人の増員が措置された。

(4) 東京入国管理局等における難民調査体制の強化

難民の認定については、平成17年に難民審査参与員制度が導入されたことにより難民認定手続の公平性・中立性が一層高められている中、申請数も17年の384件から18年には954件と急増し、20年に至っては1,599件にも及んでいる。21年には、これら急増する難民認定申請に係る調査を迅速かつ適正に行うため、東京入国管理局に9人、名古屋入国管理局に1人の難民調査官の増員が措置された。

3 研修

近年、我が国に出入国する外国人は年々増加し、また、在留の形態も多岐にわたっていることから、業務量の増大のみならず、その内容も複雑・困難化している。このような状況に対処するためには、入国管理局関係職員の資質・能力の向上が必要不可欠であり、研修体制の充実・強化に取り組んでいる。

法務省の研修機関である法務総合研究所によって実施される初任者、中堅職員、管理者等を対象とした体系的な研修に加えて、職員の専門知識を向上させるために偽変造文書鑑識従事者研修、入国在留審査事務従事者研修、難民認定事務従事者研修、入国警備官警備処遇担当官研修、情報システム等運用担当職員研修等各種の実務研修を実施している。このほかに、人権関係、メンタルヘルス関係の研修、警察等の関係機関が行う研修、海外研修等、外部講師を招いた研修に職員を積極的に参加させるなどして、幅広い知識・経験を積ませるように努めている。

また、入国管理局の業務は主として外国人を対象としていることから、職員に対する英語、中国語、韓国語等の語学研修を語学専門学校等に委託し、業務に必要な語学能力の向上を図っている。



研修風景

資料編 6 予算等

第1節◆予算

出入国管理行政の予算の推移は、図25のとおりであり、近年の厳しい行財政事情の中、当局が推進する各種施策の実施に必要な経費が認められ、体制の整備・拡充が図られている。

また、電子計算機運用関連予算については、各システムの合理化による経費節減を継続的に推進した結果、平成15年度予算をピークに年々経費の縮減が図られてきたが、21年度予算においては、20年度予算に引き続きバイオメトリクスを活用した出入国審査体制の構築経費が認められたことなどにより、同予算が大幅に増加している（図25、図26）。

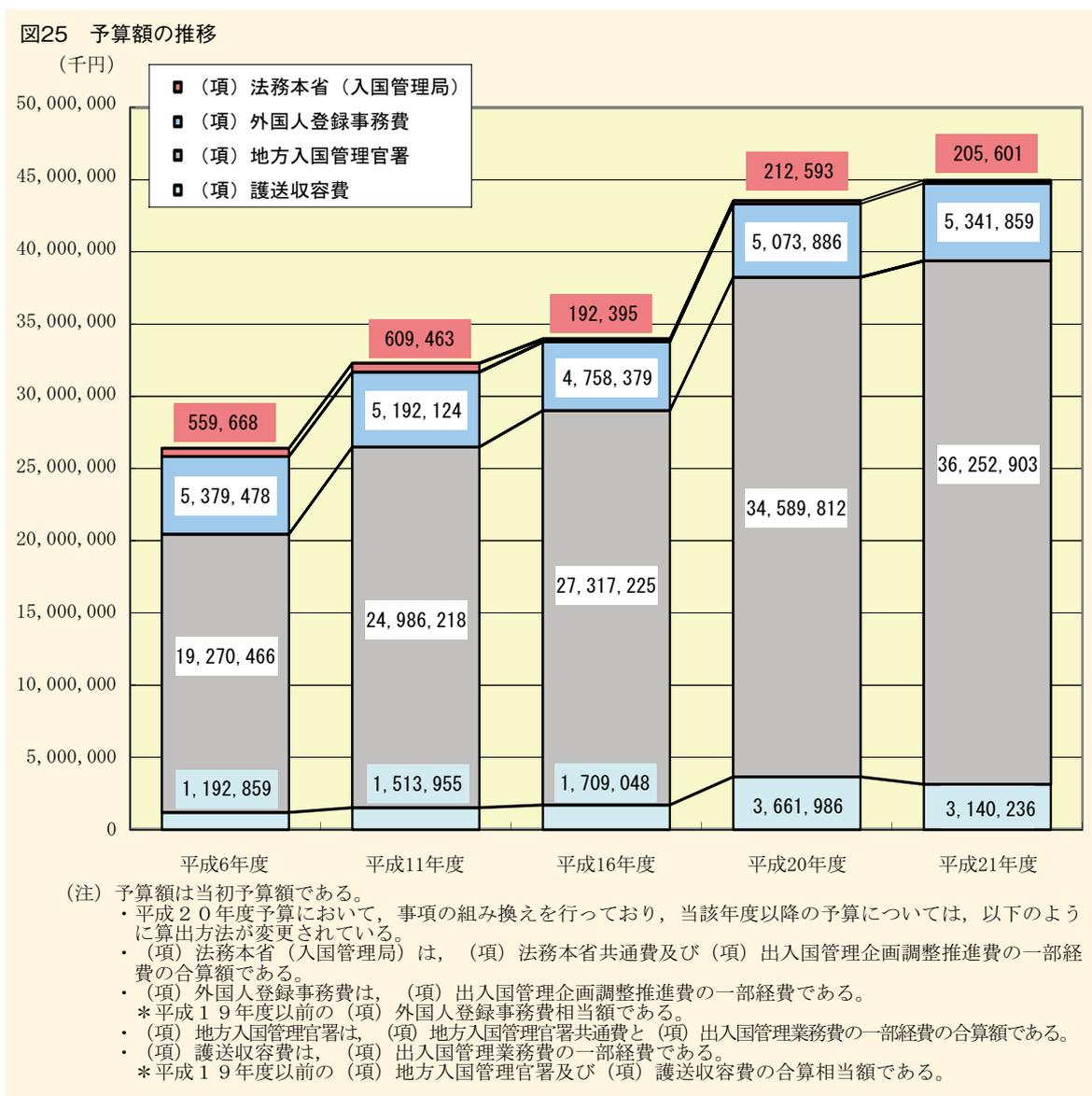
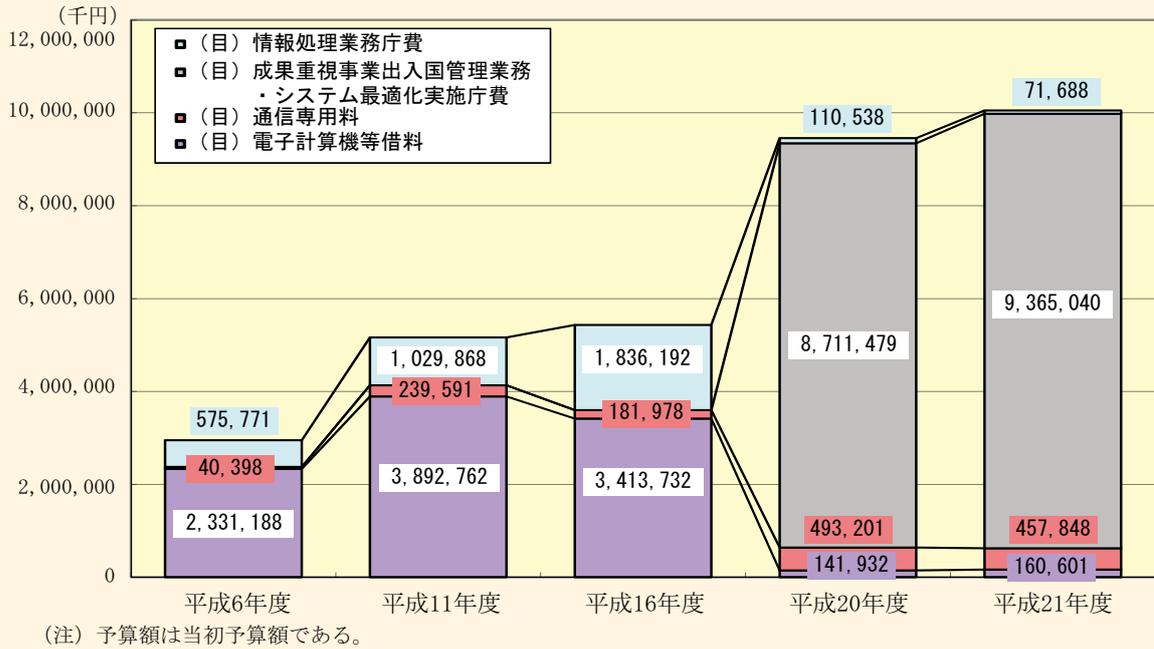


図26 電算関連主要予算額の推移



第2節◆施設

平成21年3月31日現在、全国に8か所ある地方入国管理局は、法務単独庁舎（東京、名古屋、大阪）、法務合同庁舎（仙台、高松）、行政合同庁舎（札幌、広島）及び民間施設（福岡）にそれぞれ入居している。また、地方入国管理局支局及び出張所は、港湾合同庁舎、行政合同庁舎、空港ターミナルビル及び民間並びに公有の施設に入居している。

さらに、全国に3か所ある入国者収容所は、いずれも平成5年以降に完成した近代的な施設であり、法務単独庁舎（大村）及び法務総合庁舎（東日本、西日本）として整備している。

今日、国際化の進展に伴い、我が国に入国・在留する外国人は、年々増加傾向にあるほか、依然として多くの不法滞在者が存在し、その数は高水準で推移している。このような状況に的確に対応するため、地方入国管理官署では近年において、庁舎新営、収容場の増築などを通じて収容能力の拡充を図ってきている。その一環として、平成21年度においては、東京入国管理局横浜支局新庁舎が完成する予定となっている。

入国管理局としては、今後も出入国管理行政の適正な運営を確保するため、必要に応じた施設整備を積極的に実施していきたいと考えている（表54）。

表54 収容定員の推移

区分	年度	平成17	18	19	20	21
	収容定員合計		3,410	3,410	3,848	3,848
入国者収容所		1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
地方入国管理局		1,610	1,610	2,048	2,048	2,198

各年度3月31日現在（平成21年度は予定）

出入国管理 (平成 21 年版)

平成 21 年 10 月 発行

法務省入国管理局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1